



司法書士

この男、司法書士
借金 300 万円から全国 3 位へ駆け上がった男

栗原 庸介 著

書籍サンプル Ver.2

第 1 部

僕にもできた！

オートマシステムで試験合格&独立開業
～月収10万、借金300万から全国3位合格～

① まずは気象予報士で自信回復

前章までで、私がいかにダメ人間（だった）かがご理解いただけたと思います。自分でも、このままではいけない、と思うわけです。

自分を変えたきっかけの一つとして、10歳下の弟が司法書士試験に向けて学生時代から勉強をしていたことが挙げられます。残念ながら弟は何度か落ちて司法書士になることを諦めてしまいました。今からでも遅くないので『オートマ』で合格してほしいです。実は、このとき初めて司法書士という職業を知り、**資格を取って自営業という生き方もあるのか**、と思いました。しかし、すぐにそれを目指す勇気が出るはずもありませんでした。

もっとも、自信回復の策として資格取得というやり方は悪くないな、との思いはありました。もともと私は勉強はそこそこできるほうでした。というより、勉強くらいしか取り柄がないタイプで、勉強でなら自信回復が図れるかもと考えました。

私が最初に目指した資格は、気象予報士でした。

といっても、気象予報士として働く気はありませんでした。台風の時など24時間体制で実況監視と予測をしなければならない激務ですし、独立開業できる可能性が高い資格とはいえなかったからです。実際、有資格者の多くが気象関連会社で働いています。

それを承知の上で受験しようと思った理由は、大学時代にも取得しようとして諦めた経験があり（試験日とアメリカ横断ウルトラクイズの予選が重なってしまい、迷わずウルトラクイズを選んでしまいました。ダメですねえ…）、自信回復にはちょうどよかったからです。また学習塾や家庭教師の仕事をする上で箔がつくかも、というヨコシマな気持ちもありました。

気象予報士は、理科・数学に詳しい方からすれば、そこまで難しい試験ではありません。独学でも何とかできました。

資格取得後は、生徒や同僚・上司の先生方が明日の天気を聞いてくるようになりました（笑）。今思えばこのときに私は、資格というものの持つ権威の力、そして資格取得の過程である勉強という努力の楽しさを知ったように思います。自信も少し回復していきました。借金はちっとも減りませんでした。

C o l u m n

起業するという選択肢

それにしても、弟の勉強姿を見るまで、起業という選択肢にすら思いが至らなかったのですから、我ながら情けないです。

外国では起業という選択肢がもっとメジャーだと聞き及びますけれども、残念ながら日本では、学校で起業家教育なんてものは（少なくとも私の時代には）やってくれませんでした。何より家庭では、「いい大学に入ればいい会社に就職できて一生幸せな人生」とたまじめに教えられ、私の世代の多くはそれを信じて育ててきたのです。

一方弟は、大学へ進学する前に既にバブルが崩壊し、価値観が逆転していました。だから学生時代から資格取得の勉強をするなどという選択肢を思いつけるわけです。

このように、10年違うと育った環境、体験してきたことがまるで違う、というのが日本の特筆すべき点であり、だからジェネレーションギャップ（世代間格差）がなかなか埋まらないのですね。

2 法律系資格への挑戦 ～独立開業を見越した資格選択～

私の場合、気象予報士の資格を取ったからといって、それがすぐに収入アップにつながるわけではありませんでした。私も既にいい歳になっており、妻と2人の子がいる身ですから、学習塾や家庭教師は普通のアルバイトよりも時給が高いとはいっても、ずっとアルバイトでいるわけにはいかない

第1部

と感じていました。

それに、学習塾や家庭教師の仕事にも嫌気が差してきた、ということもありました。かなり名の知れた大学進学受験予備校でしたが、 unnecessary 科目を追加受講させるような営業行為ばかりやらされたことがあったのです。中高生相手に、生徒を金のなる木くらいにしか考えていないようなエグイ営業を行うのは、私にとっては多大なストレスでした。

また最近では、学習塾や家庭教師の世界でも、いわゆる学級崩壊やモンスターペアレントの問題があります。皆さんは、学習塾はわざわざお金を払って通うわけだから、生徒にはそこそこ勉強する気があるのだろうと思うでしょう。しかし現実とは違います。まったく学習意欲を示さない生徒、テキスト・ノート・筆記具などを一切持ってこない生徒、喫煙等の問題行動が見られる生徒…こうした生徒を相手にしないとはいけません。学習塾なのに、生活指導を求められてしまうのです。会社からのストレス、生徒からのストレス、保護者からのストレスで心身がおかしくなっていました。

余談ですが、日本人の学力は、相当ヤバくなると思いますよ。本書に使われているような、当たり前前の漢字の読み書きができない、1万円を4人で割り勘するような簡単な計算さえスマホを使う、選挙権が18歳に引き下げられようとしているのに二大政党制や比例代表制などの、基本的な公民の知識が何もない子がどれだけ多いか…。私は、高卒の資格は試験を通った人しか与えられないような制度を導入してみてもどうかと考えています。そうすればきっと、高校卒業の資格が取れない方が続出することになります。

そんなこんなで、気象予報士の次は行政書士の資格を取ろうと決意しました。

行政書士の資格を取ろうと決意したといっても、本気で独立開業を考えていたかというこの時点ではまだ怪しくて、ぼんやり憧れていたという程度です。どちらかという、気象予報士資格を取った時の延長で、自分の自信回復と達成感を得るといった目的のほうが大きかったです。

ですが、私はほとんどサラリーマンはできないと実感しておりましたの

で、次に資格を取るなら独立開業につながるものがいいと考えました。

では、どの資格にするか。私はまず、大雑把に法律系か会計系かを考えました。いろいろ調べてみて、独立開業ということになると、簿記〇級や行政書士、社会保険労務士だけだと不十分な気がしました。もちろん、行政書士や社会保険労務士で独立開業している先生方も世の中にはいらっしゃいますので、あくまで確率のお話です。

まもなく、会計系ならば税理士か公認会計士、法律系ならば司法書士、はたまた司法試験を受けるかというところまで絞り込みました。

いずれも難関資格です。いきなり目指すには、いささかハードルが高すぎるように思いました。そこで、まずは会計系なら簿記3級、法律系なら行政書士から挑戦しようと考えました。ただ、今から考えるとこの判断は必ずしも正しいものではありませんでした。

税理士だと科目別に合格判定をしてくれるので、1～2科目ずつやればいずれは必ず合格できそうな気がしました。その半面、合格までに年数がかかりそうです。また税理士の場合、試験に合格しても2年間の実務経験を積まないと登録ができません。

公認会計士は、どちらかというところ、独立開業するよりは監査法人に勤めるケースが多いようでした。試験の難度も高いですし、独立開業という私の目的からすると、ちょっと違うかな、と思いました。

それと、大切なのはやっぱり自分の興味・関心です。私は、数字よりは法律に興味がある気がしました。**大学時代に家庭教師のアルバイト代を踏み倒されてしまったり、某大学受験指導予備校に退職後も残務処理を命じられたり**と、何かと法律に興味を持たざるを得ないような経験をしていたのです。今の私なら、前者は支払督促の申立てをしますし、後者も毅然として断ります。法律の知識は、日常生活でも必要なのです。

以上のようなことから、漠然とではありますが、気象予報士の次の目標を行政書士に決めました。法律を学ぶのは初めてでしたが、行政書士自体は、約4か月程度の独学で合格することができました。

司法書士に挑む前に 行政書士を取ったほうがいいのか

結論から言えば、必ずしも必要ではない、というのが私の見解です。

行政書士試験のメイン出題科目である行政法は、司法書士試験には出題されません。ですから純粋に司法書士試験に合格することだけを考えた場合には、行政書士試験の勉強をするとそれだけ時間をロスしてしまうことになります。

また、『オートマ』は行政書士どころか、私のように理学部出身で法律のホの字も知らないという方でも理解できるように書かれているので、その意味からも行政書士の取得は必須ではありません。

だからといって、行政書士を持っていても無駄というわけでもありません。司法書士と行政書士をダブルで登録して業務の幅を広げる、という考え方はあり、現にそれを実行している先輩司法書士の方も多くいらっしゃいます。私は、登録料がもったいないし、行政書士会が主催する研修等にもほとんど出られそうもないので、登録していません。自分自身が行政書士や税理士といった他資格をマスターするよりも、他の行政書士さんや税理士さんとお酒を呑んで仲良くなったほうが早い、というのが基本的な考え方です。

3 司法書士試験か、予備試験か

さあ、行政書士に合格できました。さらにランクアップした資格を取ることではいよいよ独立開業できるのではないかという、それまでは漠然とした願望にすぎなかったものが現実味を帯びてきました。

行政書士の合格後、司法書士の資格を目指すか、それとも司法試験予備試験を受験するかで、少し悩みました。しかし、予備試験→司法試験→司法修習→独立開業、という道のりは、どれだけ順調に事が運んでも独立開業までに5年くらいかかりそうです。私はできるだけ早くに独立開業する必要があったのです。それに、昔と違い、司法修習生に交付されるお金が給与でな

くて貸与になっていることも気になりました。

一方、司法書士はどうか。正直言って、司法書士の業務に興味があるのかどうか、当時の私にはよくわかりませんでした。司法書士のメイン業務といわれる不動産登記の決済の業務にも、正直あまり関心がありません（実は私はいまだにそうで、不動産登記をやらない珍しい司法書士です）。

ですが、限定は付されるものの簡裁代理権を持つ司法書士は弁護士と同じ仕事ができること（詳細は後ほど）、「街の法律家」として、市民にとって身近な、小回りの利いた働き方ができそうなこと、登記・訴訟・成年後見といった何でもアリ感があること等から可能性を感じました。そして試験の難度のはかなり高いけれど、絶対に無理でもない。挑戦しがいのあるもののように思えました。

知り合い、親戚に法律家がない私は、司法書士という職業についてそれほど突っ込んで知ることができたわけではありません。しかし私なりにできる範囲で調べていって、試験の難度や業務内容、そして何より独立開業が少しでも早くできる資格ということを総合的に考えて、**ついに最後の難関、司法書士試験の受験を決意するに至ったのです。**

4 通学か独学か

私は、学習塾の講師をしていたくせに、自分自身は学習塾、大学受験予備校に通ったことはありません。厳密に言うと中3のときに、親に行けと言われて嫌々通っていましたが、半年足らずで辞めました。既に学校で勉強しているのに、なんで他のところでまで勉強しないといけないのだ、という考えです。

つまり、これまでの人生、試験は全部独学でやってきたのです。ですから難関の司法書士試験といえども、まずは独学でやってみようと思いました。しかし結果としてこの考え方は、合格を遅らせることになってしまうのですが、それは次の項で。

まったくもって残念なことに、私は独学時代に山本先生や『オートマ』の存在に気づくことができませんでした。参考書の選び方を、根底から間違えていたのです。山本先生や『オートマ』と出会うには、もう少し時間が必要でした。

独学時代には、某受験指導校（有名校です！ もちろんTACではありませんよ）の某名物先生が著した、要点まとめ集のようなものを主に使っていました。

「これだけ覚えれば受かる！」と書いてあったのに、それだけ覚えて落ちました（笑）。本当は実名を曝して皆さんに警戒を呼び掛けたいのですが、名誉棄損罪に問われたくないので実名は控えます。まあ、皆さんはオートマシリーズを使えば大丈夫ですし、私にも要点まとめ集の暗記で司法書士試験を乗り越えようとしていたという決定的な落ち度がありました。今思えば。

⑤ 司法書士試験への誤解 ～噂を信じちゃいけないよ～

結果として、独学時代に司法書士試験で2連敗しました。理由は簡単で、合格のために必要な勉強ができていなかったからです。行政書士の試験とは、問われることの質も量も大きな開きがあります。

独学時代の私は、勉強不足であるということにすら気づくことができません。 私なりにベストな参考書を選んで、最善を尽くしたつもりだったので、特に2度目の受験で落ちたときは相当落ち込みました。まあコラムでも書きましたが、『オートマ』で合格した今の立場で眺めれば、当時の私のやっていた勉強は勉強しているうちに入りません。

それに私は独学時代、司法書士試験について、以下のような誤解をしていました。

- 1 司法書士試験は日本一の暗記力大会。とにかく覚えればよい
- 2 司法書士試験は過去問だけ暗記すれば合格できる
- 3 司法書士試験は覚えるだけだから、司法試験と比べておもしろみがない

いずれも誤りです。しかし、多くの受験生がそうであるように、私もなぜか、上の3つを全部信じていて、あまりおもしろみを感じないままに、ひたすら過去問を丸暗記する学習をしていました。合格から最も遠い学習法に陥り、そのくせ努力した気になっていました。オートマを知るまでは。

Column 過去問至上主義の大いなる誤解

「司法書士試験は過去問だけ暗記すれば合格できる」

なぜかこう信じる受験生は非常に多い。

しかしこれは、2つの意味で明確に間違っています。

(1) 毎年、過去問の知識で解ける問題の出題率は半分程度にとどまる

つまり、毎年必ず半数程度は、未出の知識が試される出題があるということです。

合格に約8割の得点が必要な試験で、半分しか正解できないのでは合格できるわけがありません（詳細は後ほど）。

(2) 過去問に限らず、司法書士試験は丸暗記では合格できない（詳細は後ほど）

最短合格のためになすべきことは、このような明らかに誤った迷信に拘泥することなく、正しい方法論（＝『オートマ』）で学習することです。

資格試験に落ちたらどうしよう…と不安には ならなかったの？

よくいただくご質問です。私の場合は、もともとがフリーター同然の生活だったので、今さら不安になってもしょうがないというか、落ちて今までのダメな生活が続くだけでした。「絶対に合格して自分を変えるんだ！」と奮起する材料にこそなれ、落ちたときのことを心配する、ということはそれほどなかったように記憶しています。

似た質問として、奥さんや子どもがいるのによく思いましたね、ということもあります。概ね上記と同じ回答になりますが、それに加えて、妻子がいるといっても自分の人生・生き方は自分で決めたい、という考えが根底にあります。ですから、妻子持ちでもう後がないということを発奮材料にして、私は山本先生とオートマに賭けることにしたわけです。

6 借金 300 万の男が『オートマ』にすべての望みを託す！

独学2年目、午前択一と記述式は合格水準でしたが午後択一が21問しか正解できず、試験日当日には自己採点して不合格がわかっていました。

事ここに至り、学習法を根本から見直さなければいけないと感じました。しかし、当時の私には自分の何が間違っているのかを自力で悟ることができません。

そこで、とりあえずネットで試験に関する情報を探していると、偶然に山本先生のブログにたどり着きました。恥ずかしながら当時は山本先生のことも『オートマ』のこともまだ知りませんでした。後から知ったのですが山本先生は、毎年いち早く本試験の全問題に対する寸評をブログに載せています。問題の難度をA～Cの三段階で表示して、コメントしているのです。見てみると、**私が間違えた問題のうち多くにA（絶対正解すべき易しい問題）ランクがついている。**しかし、当時私が使っていた要点まとめ集のような

第 2 部

誰でもできる！
オートマの効果的な使い方

第1章 オートマシリーズの概観

現在、オートマシステムは全部で8種の書籍があります。

- 1 『山本浩司のオートマシステム』（全11巻。以下『オートマ本体』と表記）
…最も重要な礎となる基本書です。
- 2 『新・でるトコ一問一答+要点整理』（全4巻。以下『でるトコ』と表記）
…オートマ本体の復習のために併用する問題集&要点整理集です。
- 3 『オートマ過去問』（全9巻。以下『オートマ過去問』と表記）
…膨大な過去問の中から、山本先生とオートマ実行委員会が渾身のセレクトをした過去問集です。
- 4 『みるみるわかる!』（全2巻。以下『みるみる』と表記）
…記述式試験の入門書。これまでに勉強してきた択一の知識と、記述式で求められる実力との橋渡しの役割を担う書籍です。
- 5 『試験に出るひながた集』（全2巻。以下『ひながた集』と表記）
…記述式試験の基本を学ぶための「素振り」用の演習書で、実際に申請書を書く力を身につけられる書籍です。
- 6 『オートマシステム〈記述式〉』（全2巻。以下『オートマ記述式』と表記）
…本試験レベルの記述式問題演習書です。

7 『プレミア』（全8巻。以下『プレミア』と表記）

…本試験に必要な項目を、科目横断的にまとめた要点整理集です。

8 『総集編 短期合格のツボ』（全1巻。以下『短期合格のツボ』と表記）

…試験合格のために何をすべきかを、本試験問題を素材にして明確に説明したうえで、最新本試験を実践的に解説しています。最後の仕上げに最適な1冊です。

以下、順番に詳しくご説明いたします。

第2章

『オートマ本体』の特長

① 覚えようとしなくても覚えられる

オートマの最大の特長でもあり、従前の学習書との最大の違いは、「受験生がどうすれば理解できるか」という点について考えに考え抜いて、ありとあらゆる工夫を凝らしているということです。

その具体的な工夫について、これから一つひとつ説明していきますが、最初に受験生にお願いしておきたいことは、オートマを「覚えよう、暗記しよう」と思って読まないほうがよいということです。なぜかと申しますと「暗記しよう」「覚えよう」という気持ちは一種の雑念であり、そういう力みがあると、かえって覚えられなくなってしまうのです。

第1部で、ウサギと亀の記憶法について説明しました。自分で納得した(=思想化した)知識は、覚えようとしなくても覚えられるし、忘れようとしても忘れられなくなります。ですから、どうしてそういう制度があるのか、これとあれはどうして違うのか、なぜこのような条文の作りになっているのか、そういう一つひとつのことを、じっくり自分で納得のいくまで考えるようにして読むのがよいと思います。

だからと言って、あまり「思想化しなきゃ」と考えてしまうのもそれはそれで余計な力みになります。とにかく力まずに自然体で読んでください。楽しんで読んでみてください。

それでは、どうしてオートマだとそんなに楽に覚えられるのかについて、オートマに施された工夫を、順に解説していきます。

② 配列

従前の学習書は、学習内容が「条文順」に記述されていました。

この方法は、書き手は楽なのですが、読み手には非常に辛いものです。

法律というものは、最初に総論的な内容の条文を、後に各論的な内容の条文を配置してあるのが普通です。そのため、1条から順に読むと、まだ法律について何の予備知識もない状態で、いきなり抽象的な総論的内容から学習することになるので、わけがわからないと感じてしまうのです。

そこでオートマは、従前の学習書にはない、斬新な配列をしています。

民法を例にとって説明します。

オートマ本体は、民法に全11巻のうちの3巻を割いています。

民法は、条文順に「総則」「物権」「債権」「親族」「相続」と大きく5つの分野に分けられます。

しかしオートマ本体は、1巻の最初に独自の「基本編」という編を設けています。「基本編」には、「即時取得（物権）」「対抗要件（物権）」「私的自治の原則（債権、総則）」「制限行為能力者（総則）」「債務不履行（債権）」「債権譲渡（債権）」等の項目が配置されています。

【オートマ本体1 民法I 目次より】

【目次】	
まえがき 司法書士試験と民法	iii
第1部 基本編	
第1章 民法の本質	2
1. 利益衡量	2
2. 法律的に考えるとどうなるのか	6
3. 帰責事由	12
4. 占有の意味は？	15
5. 条文どおりにいかないこともある	18
6. 包括承継の意味	23
第2章 物権の世界 生存競争は食うか食われるか	26
1. 民法の全体像	26
2. 物権の世界 動産の場合	27
3. 物権の世界 不動産の場合	31
4. なぜ悪意のXまで勝たせる必要があるのか	36
5. いざとなったらスズを曲げる裁判所	38
第3章 債権の世界 自由と強制は表裏	42
1. 債権の世界の原理	42
2. 契約自由の原理	47
3. 約束は守られなければならない	49
4. 破産がわかれば民法がわかる	52
5. 担保物権の理解はとても重大だ	54
第4章 物権と債権どちらが強いのか	104
1. 債権者の無實力への債権者の対抗手段	104
2. 債権譲渡と対抗要件	112
3. 債権譲渡の限界でも無から有が生じる	124
4. 債権の消滅事由と担保の担保的効力	127
5. 物権的請求権	129
6. 不動産目録の物権化	131
第5章 担保物権の仕組み	135
1. 抵当権とは何者か	135
2. 担保権の性質	140
3. 付随性	141
4. 随伴性	141
5. 不可分性	142
6. 物上代位性	143
第2部 民法総則編	
第1章 代理という精緻なシステム	146
1. 民法総論の山場は代理にある	146
2. 代理の三要素が欠けると	148
「顕名」がないとどうなるか	148
3. 代理の三要素が欠けると	151
「代理権」がないとどうなるか	151
4. 表見代理とは	152
5. 表見代理の3類型と重要通則	154
6. 不確定無効って何？	160
7. 無権代理人の責任	166
8. 無権代理人、責任逃れの罠は通用するか？	170
9. 代理の三要素が欠けると	173
「代理行為に際し」があるとうるるか	173
10. 代理人と能力の問題	177
11. 代理人の権限範囲の問題について	179
12. 任意代理と法定代理	183

第2部

目次からおわりのとおり、「総則」「物権」「債権」と様々な分野にまたがっていろいろなことを最初に学習するようになっていきます。

こうすることにより、

- ・いきなり抽象的な総則から入ることを防ぐ
- ・民法の本質を掴む上で適切な題材を具体例として最初に学習できる
- ・その後の本格的に「物権」「債権」「親族」「相続」各編を学習する土台を最初に築くことができる

という、受験生にとって非常に大きいメリットが生まれるわけです。

初学者が、いきなり各編の細かいことをやってもわからないわけです。

このように、民法のみならず11科目すべてについて、「受験生が学習しやすいように」を最優先に考えて学習内容が配列されています。

③ インアウト方式

第1部でも解説しましたが、再掲します。

インプット …合格に必要な知識を入れること。

具体的には、講義を受ける、テキストを読むなど

アウトプット…知識を吐き出す。

具体的には、問題集や答練、模試などの問題を解く

従前の、オートマシステム以外の学習書籍はみんな、インプットの教材とアウトプットの教材は完全に峻別されています。つまり、基本書と問題集は

完全に別々の本として作られています。

しかしオートマ本体は、このインプットとアウトプットは本来一体のものだから同時にやっつけてしまおうというという方針で作られています。そのため、ある程度まとまった内容・単元の説明が終わると、すぐ後に、関連する過去問が掲載されています。

試しに、オートマ本体の第1巻「民法」を最初から順に読んでみてください。なんと、わずか8ページ目にして早くも過去問が掲載されています（第5版の場合）。

司法書士試験の勉強を開始して、わずか8ページで過去問を解かせる基本書は、従前には存在しませんでした。

しかしオートマ本体は、決して無茶苦茶なスパルタ特訓を施そうとしているわけではありません。これも記憶作業を捗らせる一助であり、勉強の効率をアップさせる方法なのです。

司法書士試験は、文を読んで、内容が正しいか誤りかを判断する正誤判定問題が中心です。

つまり、司法書士試験の合格を目指す場合には、難しい論文を書く力ではなく○か×か判断できる力をつけることが必要なのです。だから、インプットの段階から、それを意識して勉強する必要があります。

具体的には、「キーポイント」を常に意識しながら勉強することが極めて大切です。オートマを漫然と読むのではなく、「キーポイント」（山本先生はこれを「急所」と呼んでいます）を常に意識して、どこが急所かをいつも考えながら思想化していくようにすると、効率的に試験対策ができるというわけです。学習初期の段階から実際の過去問に触れることで、ある学習項目について、どこがキーになっているのか（急所がどこか）が一目瞭然になるというわけです。

インプットしながらアウトプットができる、アウトプットすることでインプット自体の次元が深まる。それこそがオートマの極意、というわけです。

4 改訂スピード

オートマの特長はいろいろありますが、改訂スピードが他書に比べて断然速い、ということもあります。主要4科目については毎年改訂、その他の科目においても2年に1度改訂する方針を採っています。

これは、先に述べたインアウト方式と無関係ではありません。毎年改訂することで、昨年の本試験問題が早くもオートマ本体の然るべきページに配置されている、という状態を実現しています。

もちろん、法令改正にいち早く対応するという意味もあります。法律だけでなく規則のレベルまで含めれば、毎年何らかの試験範囲内での改正は必ず起こります。

ですから、試験勉強には、必ず最新の本を使うことをお勧めしています。

5 文体、コラム、ツーウェイ方式

① 文体

オートマは原則として話し言葉（ですます調）で書かれています。

これも従前の学習書にはない大きな特長となっています。受験生にとって読みやすく、内容が自然と頭に入ってきやすいように工夫をしています。

「原則として」と書いたことには理由があって、わざと書き言葉（である調）を用いている部分もあり、文体に緩急、メリハリをつけることで受験生の記憶に残りやすいようになっています。

もちろん、文体だけでなく、説明自体も初学者にとって理解しやすいように、できるだけ易しい言葉で書かれています。

1 利益衡量

民法を理解する上で、大切なことを1つ挙げろといわれれば、それは文句なしに「利益衡量」です。

この感覚を理解できた方は、民法の習得について最初の山場を楽々と越えることができます。

「利益衡量」というのは、「2つの利益をはかりにかけろ」という意味です。

「衡」とは、はかりを意味します。

いわゆる法律学を理解する上で大切なのは、真理は2つあるということを理解することです。

このところを僕の学生時代の友人は「善人が2人いて悪人が1人いる。これが法律問題だ」と表現しました。

【用語解説】 → 利益衡量

「衡」とは、はかりを意味する。したがって、衡量とは、「量をはかりにかけること」をいう。

法的判断において当事者間の相対立する利益を比較し、より大きな利益をもたらす結論を導き出す作業のことである。

第2部

1. 民法の大原則 空のバスケットからリングは生じない。

リングというのは権利のことで。事例では所有権です。

まず、AはXから宝石の所有権を受け継いでいません。

AがXから預かったのはリング（所有権）の入っていない空のバスケットです。

したがって、YがAからもらったバスケットにリングがあるはずがありません。

YはAの「空のバスケット」を引き継いでいるからです。

したがって、Yが所有者になる余地はありません。

これが民法の当たり前の考え方です。

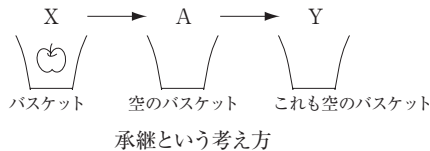
前の人の権利を引き継ぐことを、法律用語で「**承継**」といいます。

前主に権利があれば、承継人にも権利があります。

前主に権利がなければ、承継人にも権利はありません。

「**無からは無しか生じない**」という民法の大事な考え方です。

この場合、Yは無権利者のAの地位を承継しているので「Yに宝石の所有権はない」というのが民法のスジです。



【用語解説】 → **承継**

ある者が他の者の法律上の権利義務を引き継ぐこと。後主は前主とその権利義務に関して同じ地位に立つことになる。

特に学習初期、各巻の前半のほうでは、できるだけ法律の専門用語は用いずに、従前の学習書では使われないような具体例とたとえ話をふんだんに挿入して、法律の概念を把握しやすいように書かれています。

そして後半に向かうにつれて、慣れてきたところで徐々に法律用語を用いて専門的な概念を説明していきますので、最後まで読めば、あなたも立派に法律家のような言い回しができるようになっている、というわけです。

② コラム

緩急といえば、オートマの「コラム」にも他書にない特長があります。普通の本の「コラム」欄は、ちょっと休憩、本編から脱線して気楽なお話し、という位置づけになっていることが多いと思います。

対して、オートマのコラムは、本試験に頻出の事柄が解説されていたり、本編以上に重要であったりすることも多いです。決して読み飛ばさないように気をつけてください。

コラム 証明責任の問題

XがYの過失を証明するという意味がわかりにくいかもしれない。

この問題は民事訴訟法の問題だが、民法を本当に理解するためには避けて通れない。

問題の出発点は、裁判官は神様ではないということだ。

Yの過失の有無が問題になった場合、Yの顔に「過失がありました」とは書いてない。

裁判官は事件の全部を見ていたのでも聞いていたのでもない。

そうすると、過失があったのかなかったのか第三者の裁判官にはわからないという事態があり得る。

しかし、「Yに過失があったかどうかは不明だ。当裁判所では判断ができない」というお手上げ判決はやってはいけないルールになっている。

なぜなら、民事訴訟の第一の目的は「紛争の解決」だからだ。お手上げ判決では何も解決しない。

さらに、お手上げ判決は憲法違反でさえある。

憲法32条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」と規定するが、裁判所が「お手上げ」になれば、それは国民の裁判を受ける権利を奪ったことになるだろう。

では、過失の有無が不明の場合にはどうしたらよいのか。

なぜそのような構成にしているかと言いますと、重要な事柄を全部本編に配置してしまうと、一本調子で単調になってしまうのです。受験生が飽きてしまうと、せっかくの学習内容が頭に残りにくくなってしまいます。

ですから、重要な事柄（全部ではないですが）をわざとコラムに配置して、緩急をつけているわけです。これも記憶法の工夫の一環です。

第2部

③ ツーウェイ方式

さらに、オートマの記述は「ツーウェイ方式」を採っています。

法律や裁判例の裏には、生の事件（具体的な当事者の争い）が存在しています。

裁判所は、実際に起きた生の事件に対して妥当な解決策を与えることが仕事です。学者のように、理論的に整合性を持った結論を考えることは大事ではありますが、それが裁判所のメインの仕事ではありません。

このことを意識しないと、法律を勉強していても意味がよく理解できないことが多いのです。

つまりツーウェイ方式とは、法律や裁判例を表面的な理論のみを解説するのではなくて、他の書籍には決して書いていないような、大胆な説、ぶっちゃけ話（裁判所の本音等）を披露することで裏面からも解説し、思想化をサポートしようとする説明方法を指しています。

表と裏の両面から理解を促すので、ツーウェイというわけです。

このようにオートマは、様々な工夫を凝らして、できるだけ受験生の頭に学習内容が残りやすいように書かれているのです。

第3章 その他『オートマシリーズ』の特長

① 『でるトコ』の特長

『でるトコ』は、オートマの学習順序に沿って問題を配列した問題集&要点整理集で、いわばオートマ本体の復習用副読本です。

先ほど述べましたとおり、オートマは受験生の便宜のために、従前の学習書にない独自の順序で学習を進めていきます。普通の本は条文の順に書いてあるのですが、オートマは、学習者が理解しやすい順序で書かれています。

このことは、オートマ最大の特長でもあるわけですが、『でるトコ』が出るまでは、ネックでもありました。どういうことかと言いますと、オートマ掲載順で演習できる市販の問題集が存在しなかったわけです。

そこで、オートマの読者用に、オートマの順序で復習できる問題集を作ろう、と開発されたのが、この『でるトコ』です。

オートマの記載順に、一問一答の○×形式の問題が配列されていて、一つひとつの知識について気楽にかつ確実に理解度を確認し、定着させることができます。

【でるトコ 一問一答の頁】

<p>Chapter 1 代理</p> <p>Section 1 代理の三要素 顕名</p> <p>① <input type="checkbox"/> 1 代理人が、その代理権の範囲内で、本人のためにすることを示してした代理行為の効果は、直接本人に帰属する。</p> <p>② <input type="checkbox"/> 2 代理人が本人のためにする意思をもって本人の名称を以てして代理行為を行ったときは、たとえ代理人に代理の意思があっても、有効な代理行為とはならない。</p>	<p>① <input checked="" type="radio"/> 1 ○ そのとおり（民法99条1項）。</p> <p>One Point・代理意思</p> <p>代理人が本人のためにするというのは、たとえば、代理の目的が契約であれば、代理人が本人のために契約をしていくことだ。このことを「代理意思」ということは知っておこう。</p> <p>② <input checked="" type="radio"/> 2 × 本題の場合でも、代理人に代理の意思が認められる限り、有効な代理行為となる（大判大4.9.27）。</p> <p>One Point・署名代理</p> <p>本題のようなケースを署名代理という。たとえばAの代理人Bが、契約書に「A 印」とサインしたときでも、判例は、代理人Bに代理の意思が認められる限り有効な代理行為となり得るとしているんだ。</p>
---	---

第2部

また、単に問題を掲載するだけでなく、所々に要点整理のコーナーが設けられています。これも、オートマシリーズ全体を貫く思想であるインアウト方式の表れです。

【でるトコ 要点整理の頁】

Chapter 1 代理①	
<p>(注) 以下、一定の範囲ごとに「ココまでのまとめ」として、特に重要なところを急所としてピックアップします。ちょっと曖昧なところは、何回も学習して知識の総まとめに役立てよう。</p> <p>【例所1】 代理権の消滅事由</p> <p>1 法定代理 法定代理権は、次の事由によって消滅する（民法111条1項）。 ① 本人の死亡 ② 代理人の死亡、破産手続開始の決定、後見開始の審判</p> <p>2 任意代理 任意代理権は、次の事由によって消滅する（民法111条1項、2項、653条）。 ① 本人の死亡、本人の破産手続開始の決定 ② 代理人の死亡、破産手続開始の決定、後見開始の審判</p> <p>【例所2】 無権代理人の責任のまとめ</p> <p>1 無権代理人に対する責任内容及内容 相手方は、その選択によって履行または損害賠償を求めることができる（民法117条1項）。</p> <p>2 無権代理人に責任を追及するための要件</p>	<p>【例所3】 代理行為の瑕疵</p> <p>1 代理行為の瑕疵（民法101条1項） 代理行為に瑕疵があるかどうかは、原則として、意思表示をする代理人を基準に判断する（民法101条1項）。 ☑ ガン予防の薬品（一いかなる薬品を購入すべきかを特定していない）の購入を委任された代理人が、相手方に欺かれてA社製造のただのビタミン剤をガンの特効薬と信賴して購入した。 ↓ 本人がその事実（ガン予防の薬品がビタミン剤であること）を知っていたときでも、本人は売買契約を取り消すことができる。</p> <p>2 特定の法律行為の委託のケース（民法101条2項） 本人が代理人に特定の法律行為を委託して、そのおりに代理人が行為をした場合、本人は自らが悪意有過失であるときは、代理人の善意を主張することができない（民法101条2項）。 ☑ 本人は、代理人に対し、A所有の甲建物の購入（←特定の法律行為）を委任し、代理人は甲建物を購入した。ところが、甲建物は、実はBの所有物であり、Aとの間の通謀虚偽表示によりA名義にしていたものであった。 ↓ 虚偽表示の事実を代理人は知らなかったが、本人が知っていたときは、本人は代理人の善意を主張して甲建物の所有権の取得を主張する</p>

この後ご紹介するオートマ過去問に比べて、比較的易しい問題、つまり、1つの問で1つの基本事項を確認・定着させられるような問題で構成されています。まさにオートマの副読本として、併用することでオートマに記載されている項目を無理なく定着させることができます。

オートマ過去問に挑戦する前に、ぜひ『でるトコ』を使ってみてください。お薦めの問題集&要点整理集です。

第4章 科目ごとのお話し

① 司法書士試験の科目とオートマの構成

司法書士試験には全部で11科目が出題されます。

オートマ本体も全部で11巻ですが、これは単なる偶然の一致です。

一口に11科目といっても、各科目でボリュームはかなり異なっています。

オートマ本体には、以下の順序で収録されています。

- 1巻…民法 基本編、民法総則
- 2巻…民法 物権、民法担保物権
- 3巻…民法 債権、民法・親族・相続
- 4巻…不動産登記法 基本編
- 5巻…不動産登記法 応用編
- 6巻…会社法・商法・商業登記法1
- 7巻…会社法・商法・商業登記法2
- 8巻…民事訴訟法・民事執行法・民事保全法
- 9巻…供託法・司法書士法
- 10巻…刑法
- 11巻…憲法

司法書士試験で出題される11科目は、全部が全部バラバラな内容なのではなくて、相互に関連しています。ですから、大学入試の「英語・世界史・国語」のような感じで11科目もあるようなイメージはなさらないでください。そんなに大変ではありません。前章で述べたとおり、全部で1科目と感じるべき相互に関連性の強い内容となっています。また、上記のオートマの構成をご覧いただければわかるように、複数の科目で1冊に収まってしまうよう

第2部

なボリュームの小さい科目も含めての11科目です。

『でるトコ』『オートマ過去問』『プレミア』も、オートマと記載順序を合わせてありますので、冊数は異なりますが概ね上記のような構成となっています。

なお、『みるみる』『ひながた集』『オートマ記述式』はいずれも不動産登記法、商業登記法1冊ずつです。『短期合格のツボ』は1冊のみです。

試験範囲は全部で11科目もありますが、その礎となるのは民法です。民法は、他のすべての科目と深く関係してきます。それゆえオートマでも最初に民法を学習できるように最初の3巻を充てています。

続く不動産登記法は、民法で規定された権利関係をどのように公示するのかを扱います。「公示とは何か」についてもテキストの中で勉強することになりますが、簡単にいえば、所有権のような目に見えない権利について、今誰が権利者なのかを第三者が見てわかる状態に置くことをいいます。

したがって不動産登記法の学習には民法がわかっていることが前提となります。不動産登記法は4・5巻を充てていますから、この最初の5冊は同一科目だというつもりで学習するのがよいと思います。

6・7巻の会社法・商法・商業登記法までで、いわゆる主要4科目についての学習がひととおり終わったこととなります。8巻から11巻までで他の7科目について学習します。

② 民法と会社法の違い

民法という法律の裏には、実に人間的な生々しい争いがあります。

民法の役割は、その交通整理をすることですが、いかんせん基となる事件があまりにも人間的であるから、法律で全部を表現することが不可能なのです。

ですから民法は、条文そのものは、かなり大ざっぱな規定ぶりになっています。その分、判例による解釈が幅広く活躍することとなります。だから民法は、判例の出題が非常に多いです。

民法の財産法の部分というのは、明治以来100年以上の間、大きくは変わっておりません。もともと大ざっぱな規定ぶりだからです。

しかし、同じ実体法である会社法は、かなり様相を異にします。

大改正が多く、条文自体も民法に比べてかなり長いものが散見されます。大ざっぱな印象はありません。カチッと決めている感じがします。

これには理由があります。会社法は民法と違って、人工的な法体系になっているのです。

会社法はその名のとおり会社について規定しているわけですが、考えてみれば、会社そのものが自然界に存在するものではなく、人間が作り出した仕組み、人工物なのです。

以上において、「人間的」という言葉と「人工的」という言葉を正反対の意味で用いていることに注意してください。民法は人間的、会社法は人工的なのです。

それゆえ、会社法は非常に精緻に作られています。精緻であるが故に、会社法の勉強を「大変」と感じる方が多いのです。勉強の対象となる量が多く規定も細かいからです。

逆に言えば、その精緻さを理解できてしまえば、むしろ民法よりも易しいと感ずることが出来ます。人工的であるが故に、会社法の思想体系は民法以上に一貫性があるからです。

つまり、会社法・商業登記法は、オートマの思想（丸暗記を廃し、一つひとつ理由を考えて思想化していく方針）が最も適合する科目なのです。一度理解できてしまえば、全部を丸ごと一体として把握できるのです。

第2部

たとえば、「資本金って何?」「株式って何?」「株主って何?」「役員は、任務を怠ると会社に対して責任を負うのに、どうして債権者に対しては原則として責任を負わないの?」といった素朴な疑問に答えられるようにすることが、真に会社法を学ぶということです。

また、会社法は調整型の法律であるともいえます。

会社法では大まかにいって次の3者が登場します。株主、役員等、債権者です。

この3者は、立場が違うので、その利害が対立することがよくあります。

資本金を減らしてまで株主に配当しようとするれば、株主にとっては嬉しいけれども、債権者にとってはふざけるなです。

役員等が会社と利益相反取引をすれば、株主や債権者を害することになります。

こうした3者の利害を調整するのが、会社法の役割です。

さて、利害を調整するとは、わかりやすく言えば、3者に「妥協」を求めるということです。

つまり、会社法の条文は原則として強行法規なのです。

強行法規が数えるほどしか存在しなかった民法とは、この点においても違います。

このことを念頭に置いて勉強されると、会社法の理解が進むと思います。

③ 実体法と手続法

司法書士試験に出題される11科目を、実体法と手続法に分類すると、以下ようになります。

第5章 合格プラン例

① 基本的な考え方

まず、いつから試験勉強を始めていつの試験に合格するのかを考えてみるとよいでしょう。基本的には、できるだけ早く始めるほうがいいので、本書をお読みになっている今日から始めて、いついつの試験で合格する、という感じで目標を立てるのがよいと思います。

たとえば、本書をお読みになっているのが4月ごろだとします。4月に学習を開始する場合、通常は7月までに勉強が間に合うことは考えられず、かといって最初から翌々年の7月の試験を目標にしてしまうと間延びしてしまうため、翌年7月の試験での合格を目標にするのがよいです。もちろん、お仕事をフルタイムでされているとか、子育てがあるとか、いろいろ事情のある方もいるかと思いますが、最初から翌年7月の試験はスキップし、翌々年7月の試験を目標にする、という方法もあります。

次に、本書をお読みになっているのが10月ごろである場合には、あなたの置かれている状況によって、翌年7月の本試験を目指すのか、それとも翌々年7月合格を目標にゆとりを持って勉強を進めていくかは、判断が分かれるところでしょう。受験勉強に専念できるのかそうではないのか、1年でも早く合格しなければならないという緊急性の有無などの事情を考慮し、総合的に判断していけばよいと思います。

このように、本試験が毎年7月の第1日曜日であることを踏まえて、何年の試験で合格することを目指すのかをまず決めて、次にいつまでに何をするという計画を立てていくと、うまく合格プランが作成できるでしょう。あなただけの合格プランを作ってください。本項では、そのヒントを差し上げたく存じます。

② 勉強する時期を4つの時期に分けてみる（初学者向け）

司法書士試験は、全部で11科目もあります。オートマ本体だけでも11冊、オートマシリーズ全巻だと約40冊あります。ただやみくもに読み進めるだけだと、合格は遠のいてしまいます。何をいつどのように勉強すればいいのかを分かりやすく伝えるため、合格までのタイムスケジュールを4つの時期に分けて説明を進めます。

各時期の役割は以下のとおりです。

1 第Ⅰ期…民法・不動産登記法期

司法書士試験に向けた学習のスタートです。第Ⅰ期は、民法と不動産登記法の2科目を学習します。

司法書士試験は、まずは民法から学習するのが定石です。

司法書士試験は全部で11科目が出題範囲ですが、11科目はすべてがバラバラに存在しているのではなくて、相互に関連しています。そして、すべての科目の土台となる、法律学の基礎となるのが民法です。

それゆえ、オートマでの学習も民法からスタートします。

続く不動産登記法は、民法上の権利をいかに登記するかということを学ぶ科目ですので、真に民法の続きとなる科目です。だから、民法の後に続けて学習するわけです。

2 第Ⅱ期…会社法・商業登記法・不登法記述期

第Ⅱ期にやるべきことは3つあります。

1つ目は、会社法・商業登記法を本格的に学ぶことです。

2つ目は、第Ⅰ期で勉強した民法と不動産登記法の復習です。

3つ目は、不動産登記法の記述式の学習です。

第Ⅰ期に比べると、いろいろなことを同時にこなさないといけないので忙しいように思えますが、要は、先に進むだけでなく、復習もしっかりやり

ましようということです。記述式の勉強は、第Ⅰ期の民法・不動産登記法の知識を駆使して進めていきますので、特に復習が大切です。

3 第Ⅲ期…7科目・商登法記述期

本試験まであと半年という時期です。

いわゆる主要4科目の勉強は既に完了しています。

第Ⅲ期にやるべきことは3つです。

1つ目は、主要4科目以外の7科目の学習です。第Ⅲ期で、めでたく司法書士試験範囲の11科目の勉強が完了することになります。

2つ目は、これまでに勉強した主要4科目の復習です。

3つ目は、商業登記法の記述式の学習です。これも不動産登記法の時と同様に、第Ⅱ期の会社法・商業登記法の知識を駆使して進めていきます。

なお、この時期に科目・範囲指定のあるステップ答練を受講すると効果的に択一の復習と記述式の演習ができるのでお勧めです。既に主要4科目の勉強が完了している第Ⅲ期には、本格的にアウトプット学習を取り入れることが効果的です。

4 第Ⅳ期…直前期

既に、司法書士試験に必要なインプットはすべて完了しています。あとはひたすら、嵐のように復習するだけです。

終わりよければすべてよしとはよく言ったもので、この第Ⅳ期の過ごし方が、合否に大きく影響してきます。